

## 韓国における保育・幼児教育の公共性および質の向上への取り組み —「満5歳共通課程」導入の推進計画をめぐって—

勅使 千鶴

日本福祉大学 子ども発達学部

### Public Availability and Quality Development of Early Childhood Care and Education in Korea

TESHI Chizu

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Key Words : 韓国, 保育・幼児教育, 財源の支援, 5歳の共通課程, 保育の公共性と質の向上

もくじ

はじめに

1. 保育施設・幼稚園の現状と合計特殊出生率
2. 「公共性」に関わる改定嬰幼兒保育法と  
幼児教育法の条項
3. 保育政策に見る公共性の追求
4. 「満5歳共通課程」導入の推進計画  
- 保育・教育を受ける機会均等の保障  
とすべての5歳児に質の高い共通課  
程の作成 -

- (1) 保育施設と幼稚園の制度の一元化を迫  
求する動きの変遷
- (2) すべての5歳児に保育・教育保障の財  
政的支援
- (3) 「満5歳『ヌリ』課程」作成
- (4) 「満5歳ヌリ共通課程」の制定(案)の  
各領域別内容
- (5) 「満5歳ヌリ課程」を推進する保育教師・  
幼稚園教師の資格  
おわりに

2007年6月、盧武鉉大統領は「ビジョン2030: 2+5戦略」を出し、「満5歳児の早期就学」を提起した。しかし、その時点ではオリニジップ・幼稚園の状況と経済の状態から時期尚早としてこの「ビジョン2030」は廃棄された。「満5歳児の就学」問題について、次の李明博大統領の直轄機関「未来企画委員会」は、2009年11月25日に「満5歳を就学年齢にする」方案を発表した。これに対する色々な意見が関係者の間で出された。

そして、この「満5歳児の就学」問題は、2011年5月2日、関係部署合同(企画財政部・教育科学技術部・保健福祉部・行政安全部)で「『満5歳共通課程』導入の推進計画」を出し、大きく動くことになった。その内容は、オリニジップと幼稚園を利用する5歳児全員に保育費・教育費の支援を出すこと、とセットにしてオリニジップと幼稚園の「満5歳共通課程」を導入することであった。そのことは、「満5歳児の就学問題解決」への第一歩を踏み出したことを意味している。

本稿では、今回の「『満5歳共通課程』導入の推進計画」を中心に、韓国の最近の保育・幼児教育の動向を公共性と保育の質の向上に焦点を当て明らかにする

## はじめに

わが国では、2011年7月29日、「子ども・子育て新システム」の中間のまとめが出された。このシステムでは、保育・幼児教育を「社会の責任」で行うことと位置づけ、これまでその法的根拠である児童福祉法と教育基本法が「国や地方自治体の責任」としてきた条項を大きく変更する提案となった。とくに、保育所の運営は、国や地方自治体に加えてNPOや企業も参加できるとした。さらに、従来、日本社会で認知されてきた保育・幼児教育が持つ公共性の性格を希薄化させ、一定の時間以外の保育活動、保育事業を「サービス」と位置づけ、これまで、保育料の枠内にあった活動を「サービス」の名の下で有料に位置づけたのである。

周知のように、OECDの報告で、先進国では保育・幼児教育に多くの財政的な支出をすることが10年先、20年先、30年先、40年先を見たとき、結果的に経済的な効果を生み出すことを明らかにした。さらに、財政的な支援により、質の良い保育・幼児教育を受けた子どもは、受けていない子どもと比較すると、その後の人生ではおおむね良好な成果を生み出していることを40年間の縦断調査研究で示した。そして、OECDは、日本に対して、全予算のなかでの保育・幼児教育に費やす費用の占める割合が低いことを指摘し、その結果、保育の外的な条件（保育の外的環境、施設・設備、保育者一人に対する受け持ち人数等）を改善する余地のあることを示唆した<sup>(1)</sup>。しかし、実際は、前述のごとく、改善どころかさらに現状より悪くなることが予想される「子ども・子育て新システム」（中間のまとめ）を日本政府は出した。

一方、単純に比較はできないが、韓国では2004年に盧武鉉大統領の直轄機関「高齢化および未来委員会」の「未来の人力養成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策方案」で、「保育・幼児教育は国家の責任」と提示し、それ以後幼児教育・保育の改善を推進した。さらに、2008年の李明博新政権は、OECDの報告を受け止め、韓国の保育・幼児教育の実態を検討した結果、「満5歳の幼児教育・保育に対する国家の責任の強化」を政策の指標とした。そして、2011年5月2日、韓国企画財政部、教育科学技術部、保健福祉部、行政安全部は、合同で「『満5歳共通課程』導入の推進計画」（以下「推進計画」と略す）を出した。これは、これま

で「嬰幼兒保育法」（35条）、「幼児教育法」（24条）で謳っていた「保育・教育費の無償」をすべての5歳児を対象に実現する計画である。さらに、「オリニジップ（『子どもの家』の意味で、日本の保育所に当たる）と幼稚園の5歳児の保育・教育課程を共通にする」ことで5歳児の保育・教育内容上で「義務化」がもたらす結果と同じになる第一歩を築いたのである。換言すれば、保育・幼児教育の質的な向上を量的に広げ、保育・幼児教育の公共性の深化を試みる計画でもある。

なお、日本のインターネットでも読むことの出来る「韓国聯合ニュース」は、2011年5月2日に「満5歳児来年から事実上義務教育」と見出しをつけ、韓国のオリニジップ・幼稚園とも「満5歳児の共通課程」を作成し、「2016年からオリニジップ・幼稚園の約40万人に月30万ウォン」を支援すると小見出しを付けて報道した<sup>(2)</sup>。この件は、日本でも日本経済新聞やNHKのニュース等で報道されている。

本稿では、今回の「『満5歳共通課程』導入の推進計画」にいたる韓国の保育・幼児教育政策の動向と「推進計画」の内容を保育の「公共性」と「質の向上」の視座でまとめることとする。

## 1. 保育施設・幼稚園の現状と合計特殊出生率

本題に入る前に、基本的なことを述べておく。まず、韓国の公的な就学前の機関は、嬰幼兒保育法に法的根拠を持つ保育施設（各種オリニジップを総称した呼称<sup>(3)</sup>）と幼児教育法に法的根拠を持つ幼稚園がある。なお、韓国では通常、保育という用語は保育施設で、教育は幼稚園でそれぞれ行われる営みを指し、日本の保育所保育士は保育教師、幼稚園教諭は幼稚園教師と呼んでいる。表1-1、表1-2に見る保育施設も幼稚園も利用していない3歳から5歳児の多くは、塾に当たる「学院（＝ハグォン）」に通っている。この学院（美術学院、英語学院など）は、政府が公認する施設ではないため、今回の5歳児への保育・教育費の支援対象からは外されている<sup>(4)</sup>。2008年の保育施設・幼稚園の利用率は表1-1の通りである。

2年後の2010年の5歳児の保育施設・幼稚園の利用率（＝就園率）は、表1-2で見ると、前者が1.3ポイント下がり34.5%、後者は6.0ポイント上がって56.4%で、合計4.7ポイント上がって90.9%になっている。2008年の保育施設・幼稚園を利用していない幼児

表1-1 2008年 保育施設・幼稚園の利用率 (単位:千名, %)

区分	全児童数 (A)	施設利用児童 (B)		施設の未利用児童 (A - B)
		保育施設	幼稚園	
総計	2,744 (100.0)	1,099 (40.1)	530 (19.3)	1,114 (40.6)
0歳	447 (100.0)	99 (22.2)	-	348 (77.8)
1歳	446 (100.0)	160 (36.0)	-	285 (64.0)
2歳	438 (100.0)	242 (56.3)	-	196 (44.7)
小計 (乳児)	1,331 (100.0)	501 (37.7)	-	829 (62.3)
3歳	449 (100.0)	229 (51.1)	99 (22.2)	120 (26.7)
4歳	475 (100.0)	193 (40.5)	184 (38.7)	98 (20.7)
5歳	489 (100.0)	176 (35.8)	247 (50.4)	67 (13.7)
小計 (幼児)	1,413 (100.0)	598 (42.3)	530 (37.5)	285 (20.2)

出所: 統計庁, KOSIS. 「年齢別の推計人口」2008年. 保健福祉家族部 「保育統計」2008年12月基準.  
教育人的資源部, 韓国教育開発院 「2008教育統計年鑑」2008年4月基準.

表1-2 2010年 幼稚園および保育施設の利用率

年齢	就園の対象児童数	利用人員および利用率						未利用人員および未利用率	
		幼稚園		保育施設		幼稚園 + 保育施設		人員	比率 (%)
		人員	比率 (%)	人員	比率 (%)	人員	比率 (%)		
全体	1,376,933	538,587	39.1	577,395	41.9	1,115,982	81.0	221,496	19.0
3歳	493,452	111,482	22.6	245,342	49.7	356,824	72.3	136,628	27.7
4歳	448,200	181,441	40.5	181,891	40.6	363,332	81.1	84,868	18.9
5歳	435,281	245,664	56.4	150,162	34.5	395,826	90.9	39,455	9.1

出所: 1) 就園の対象児童数は, 住民登録の人口統計 (2010. 12.31 基準), 2) 幼稚園の数値は2010年教育統計年報 (2010. 4月基準), 3) 保育施設の数値は, 保健福祉部の内部資料 (2010. 11月基準)

は13.7%の約6万7千名で, その多くが学院を利用している. 2010年では, 9.1%, およそ4万人の子どもが多くが, 塾に相当する学院 (美術学院, 英語学院など) に通っている. 多くの学院は, 幼稚園と同じように朝から開院し, 午後まで活動が行われている. なお, これまで韓国政府は保育施設と幼稚園の「一元化」を追究していた. その折り, 常に「学院の存在」が問題になり, 政府の提示した基準に合致する学院には政府が「公認施設」とし, 補助金を出す決定をした. それに対して, 韓国幼児教育学会等は「保育の質の低下」を理由に反対したが,

審査の結果, 一ヶ所の美術学院が「公認施設」として補助金を得ることになった.

2000年以降の韓国の保育・幼児教育の政策を勘案するとき, その背景にある合計特殊出生率の低下は無視できない解決しなければならない問題と捉えられている. したがって, まず, ここにその数値を表1-3に掲載する.

「伝統的に多産文化を好む」国と言われてきた韓国の1960年の合計特殊出生率は6.0であった. しかし, その後国の政策から, 20年後の1980年の合計特殊出生

表1-3 韓国と日本の合計特殊出生率の推移 (1960年~2010年)

	1960	1970	1980	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	6.00	4.53	2.83	1.59	1.47	1.30	1.17	1.19	1.16	1.08	1.13	1.26	1.19	1.15	1.22
日本	3.64	2.13	1.75	1.54	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

出所: 韓国は保健福祉家族部, 日本は厚生労働省 『人口動態統計』各年.

率は2.83と大幅に落ち、この傾向は止まることを知らず、1984年にはついに2.0を大きく下回る1.76になった。2000年代に入り合計特殊出生率はさらに降下し、2000年には1.47、2003年に1.19、改定嬰幼兒保育法、幼教育法の制定の年である2004年は1.16、2005年には1.08となる。2006年に政府は、出産奨励の意向と人口政策の転換を表した「セロマジ・プラン2010-第1次少子高齢社会基本計画」を出した。そして、2006年の合計特殊出生率が1.13、2007年は1.26と上昇するが、これは、「セロマジ・プラン」が出された成果というよりは、今もなお社会に残る風習に因ると解釈することが実態に即している。現に2008年は1.19に、2009年には1.15と落ちている<sup>6)</sup>。とはいえ、合計特殊出生率を上げるために作成された「セロマジ・プラン」が実行され、種々の子育て支援が行われ、子育ての状況が改善されていったことは意義深い。

## 2. 「公共性」に関わる改定嬰幼兒保育法と幼教育法の条項

前述のように、保育施設と幼稚園は日本とは異なり、それぞれ独自の根拠法を持っている。前者は1991年に制定された嬰幼兒保育法が根拠法で、2004年1月に全面改定された。後者は、やはり2004年1月に初等教育法から独立し、単独の幼教育法になった。保育施設と幼稚園は、独自の法律を有していること自体が、社会的に認知された公保育・公教育機関であり、「公共性」を示していると言える。この二つの法律の存在は「公共性」の文言のみならず、その後の保育・幼教育の「公共性」の内実を深化させる役割を果たしている。さらに、発展して、保育・幼教育の質を向上させる根拠になっている。そのため、つぎに、この二つの法律の「公共性」に関わる条項について以下の4点にまとめる<sup>6)</sup>。

第1に、目的条項に「公共性」が謳われていることである。

幼教育法は第1条の目的条項で、その上位法である教育基本法第9条に基づき、幼教育に関する事項を定めている。そして、第2項で幼稚園教育は「公共性」を有し、「教育の他に学術と文化的伝統を維持・発展をさせて住民の平生教育（注：生涯教育の意：筆者）のために努力しなければならない」と規定している。

一方、嬰幼兒保育法では、「乳幼を心身の保護と健全な社会の成員へ育成」することと同時に「保護者の経

済的・社会的な活動を円滑にすることで家庭福祉の増進に寄与する」ことを目的としている。換言すれば、この事項は、保護者の要求に応じ、子どもの「心身の保護と健全な社会の成員へ育成」するという、本来の保育の普遍性を示している。すなわち保育の「公共性」を有しているといえよう。

第2に、保育施設と幼稚園の公共性を強化するために「保育・幼教育の質の向上」を目指し、保育行政と幼教育行政との結合のあり方を条文中に示している点を指摘したい。

両法の第1条の目的条項では、保育施設は「子どもの育成とともに家庭福祉の増進に寄与する」所、幼稚園は学校の種類、とそれぞれ異なる位置づけである。しかし、同年齢の子どもの対象とする公的な保育・幼教育機関である保育施設・幼稚園で行われる保育・教育課程は、水準の点でも内容の点でも、ともに「同じ」であることを求めている。嬰幼兒保育法の29条（保育課程）の第1項では、「保育課程は乳幼の身体・情緒・言語・社会性および認知的発達を企図できる内容を含んでいなければならない」と規定した。幼教育法では、第13条（教育課程）で、幼稚園は教育課程を運営しなければならない、と規定している。幼稚園の場合は教育課程の歴史があり、すでに1969年第1次幼稚園課程が出され、1998年6月には第6次幼稚園教育課程を公示し、2000年から実施している。その教育課程の領域は「健康生活、社会生活、表現生活、言語生活、探究生活」であった。嬰幼兒保育法が示した保育課程の項目は幼稚園教育課程の生活領域と相通じる内容が示されているといえよう。ちなみに、嬰幼兒保育法が出される前の保育施設の保育課程は1990年に制定された「託児施設設備・運営規定」第5条1項で、「児童の身体的・知的・言語的・情緒的および社会的発達に寄与することができる経験の提供」としている。

そして、2007年の標準保育課程では6領域を設定し、「基本生活、身体運動、社会関係、意思疎通、自然探求、芸術経験」で構成している。一方、2007年の改定幼稚園教育課程は、第6次幼稚園教育課程を継承し、生活領域を「健康、社会、表現、言語、探求」とした。領域名称は異なるが、内容では、多くの点で共通となった。そして、後述するが、これらの内容が今回の「満5歳共通課程」に反映されていく。

とはいえ、実態として、研究者、幼稚園教師・保育教

師、行政担当者を含め、保育施設と幼稚園関係者の間で葛藤がある<sup>7)</sup>。こうした理念と実態との間にある問題点を解決する策として、嬰幼兒保育法・幼児教育法は、国務総理所属下に「保育政策調整委員会」および「幼児教育・保育委員会」の設置を規定した。この委員会で行う事項は、「幼児教育及び保育」に関する基本的な計画や保育施設および幼稚園間の連携を持つ運営等である。今回出された「満5歳共通課程」は、名称こそ「保育政策調整委員会」や「幼児教育・保育委員会」ではないが、国務総理のもとに編成された、「満5歳ヌリ課程」<sup>8)</sup>制定(案)開発TF委員会は、まさにこれらに当たると言っても過言ではない。嬰幼兒保育法、幼児教育法に規定された条項が時間はかかったが、その内実が実現されたといえる。

第3に、保育の公共性の内実を深化させるための研究機関の設置を規定した点を指摘したい。2004年の改定嬰幼兒保育法(8条)は、「保育開発院」を設置するか「当該関連研究機関に委託することができる」と規定している。一方、同年制定された幼児教育法6条が「幼児教育振興院」を設置するか「該当業務を教育関連研究機関等に委託することができる」としている。これらの規定があることにより、結果として、政府は、2005年12月、名前は異なるが、保育・幼児教育と子育ての社会的支援に関する政策・計画・運営策定の基盤となる国立研究機関「育児政策開発センター」を開設した。そして、この「センターが」多くの成果を出している。

センター長は公募制で、初代は李玉(イ・オク)徳成女子大学教授が選出された。育児政策開発センターは、前述のごとく保育・幼児教育・子育て支援に関わる内容をすすめることであったが、管轄機関が女性家族部であること、幼児教育に比較して保育事業が相対的に遅れていたことから、発足当初は保育施設・保育関係の問題解決に多くの力が注がれた。なお、2009年にジョ・ボヒ延世大学教授が第二回目センター長に就任し、2011年には、育児政策開発センターから育児政策研究所と名称が変更された。今回の「満5歳ヌリ課程」制定(案)公聴会(2011年8月11日)開催の主管は、この育児政策研究所であった。

第4は、国家および地方自治体が負担する「5歳児の保育・教育費の無償」条項を明記した点が、公共性の内実を深化させる第一歩と言える点である。

嬰幼兒保育法の第35条(無償保育の特例)で「初等

学校就学直前1年の幼児および障害児に対する保育は無償とし、大統領令が定めるところにより順次実施する」ことが規定されている。幼児教育法第24条(無償教育)では「初等学校就学直前1年の幼児教育は無償とし、大統領令が定めるところによって順次実施する」とある。

多くの先進国ですでに実施しているように、保育・教育費が無償となることは、小・中学校が義務化で無償となっていることと同等になることを意味する。その意味で嬰幼兒保育法35条と幼児教育法24条が規定されている意味は大きい。そして、この条項により、2007年には保育施設および「低所得層と農村地域」の幼稚園を利用している5歳児と障害を持つ子どもが保育・教育費の無償の対象となった。2011年では、保育・教育費は所得水準の下位7割の世帯に広がった。2004年に嬰幼兒保育法・幼児教育法の制定により、順次保育・教育費の支援を受ける層が広がっている。そして、この度の「満5歳共通課程」導入推進計画は、2016年には国民の5歳児は法律に定められた保育施設か幼稚園を利用すれば無償保育・教育を受けることができると提示した。

### 3. 保育政策に見る公共性の追究

嬰幼兒保育法と幼児教育法には「保育の質の向上」を図るために、各種の補助金を支出することが規定されている。

嬰幼兒保育法では、34条で「国家又は地方自治団体が国民基礎生活保障法による受給者と、保健福祉部令が定める一定所得以下の世帯の子女等の保育に必要な費用の全部又は一部を負担しなければならない」としている。この点は、保育施設が児童福祉施設の一つとして位置づけられていれば当然のことである。35条では「国家又は地方自治団体は大統領令が定めるところにより保育施設の設置、保育教師の件数、超過保育運営経費、保育情報センターの設置・運営・保育施設従事者の福祉増進、脆弱保育(註:乳児・障害児等に対する保育-筆者)の実施等保育に必要な費用の全部又は一部を補助する」と規定している。さらに職場保育施設と職場保育施設以外の保育施設の運営費に対しても租税特例制限法を定めることにより課税対象から外されることが定められている。

幼児教育法では、26条の1項で「国家及び地方自治団体は、第25条第1項の規定による無償教育対象幼児でない幼児のなかで国民基礎生活保障法の規程による受給権者と大統領令が定める低所得層子女の幼児教育に必

要な費用の全部又は一部を予算の範囲内で負担し、幼児の保護者に支援することを基本とする」ことを定めている。3項では「国家および自治団体は大統領令が定めるところによって私立幼稚園の設立及び幼稚園教師の人件費等、運営の所用経費の一部又は全部を補助する」とある。さらに、27条では、全日制運営経費等に対する支援をする、としている。

以上のように、補助する内容を嬰幼兒保育法と幼教育法に規定しているが、これらすべてが現在実施されている訳ではないが、その後実現できる可能性を持つことから、意義ある条項と言える。そのうえで、韓国では社会福祉法人およびそれ以外の法人認可保育施設は、国公立保育施設とほぼ同じように公的な補助金を受けるようになった。しかし、それ以外のおよそ89%の民間保育施設は少額の補助金を得るに止まっている<sup>(9)</sup>。

繰り返しになるが、前述のように、対象年齢が満5歳児に限られているとはいえ、望めばどの満5歳児も無償の保育・教育の機会が保障される意味は公共化の視座から見ると大きく評価できる。しかし、嬰幼兒保育法が認める保育施設や国公立幼稚園への補助金は、保育・教育の環境・施設・設備、教材・教具、保育教師・幼稚園教師の処遇など保育・教育の公共化、質の向上を考えると、大切な条件である。その意味から言えば、韓国政府が主張する「保育・幼教育は国家の責任」は、まだ、途上にあり、利用者個人への補助のみならず、保育施設や幼稚園への十分な補助財源が必要である。その点が、韓国の保育・幼教育体制の脆弱さを表していると言える。

#### (1) セッサク・プラン - 低所得層中心の保育から普遍的保育へ -

1で述べたように少子化が進み、その改善策として盧武鉉大統領は2003年以降幼稚園と保育施設関係の諸経費補助金を増やした。2004年、高齢化および未来社会委員会は「未来の人力養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策方案」<sup>(10)</sup>を出した。ここには、韓国の幼稚園・保育施設の現状を総括し、その後のあるべき基本的な「育児支援」を方案をまとめている。翌2005年に同委員会は「第二次育児支援政策方案」を出し、これを基盤に女性部（2005年6月女性家族部に改称）と教育人的資源部が共同で「育児政策5カ年計画セッサク（新芽の意味）・プラン」を出した。

この「セッサク・プラン」は、合計特殊出生率を上げるため、保育政策に期待が寄せられているという背景があった。そして、2006年、女性家族部は「セッサク・プラン：第一次中長期保育計画 2006 - 2010年」を出した。なお、「セッサク・プラン」を出す前に、女性家族部は、韓国女性団体連合、韓国保育施設連合会、女性家族部父母モニタリング団、全国保育労働組合、韓国保育学会、育児政策開発センターの保育六団体と保育研究者を招集し、プランについての公聴会を開き、そこで出された意見を参考に、この「セッサク・プラン」を出したのである。

つぎに、「セッサク・プラン：第一次中長期保育計画 2006 - 2010年」に見る公共性に関わる点とこの計画が実際に実施された状況について述べる。そのことは、後述する「アイ・サラン・プラン」と今回の「満5歳『ヌリ』課程」に繋がっていくからである。

第1は、公的保育の基盤をつくるための三提案である。すなわち、中長期需給計画による保育施設の拡充を行うこと、国公立保育施設を増設（2005年の1,352ヶ所から2010年には2,700ヶ所）すること、全乳幼児の77.7%が利用する民間保育施設のサービス水準を改善するために、基本的補助金制度を導入することである。この項目は、施設・設備、内容を含む一定水準以下にある保育施設の数が少ない、と言われる韓国の保育実情を反映している。従って、補助金が多く出される国公立保育施設の数を増やすというのが基本である。

この基本的補助金制度は、とくに法人以外の民間保育施設への補助金が少額という実態からくる切実な課題である。

この計画により、2005年1,352ヶ所、2007年1,670ヶ所、2009年の国公立保育施設は1,917ヶ所に増えたが、当初の計画より遅れていることがわかる。また、基本的補助金制度は、2006年にモデル事業を始め、本格的に予算が投入されるのは、李明博大統領政権下でつぎのプランが出されてからである。韓国の保育施設の現状を勘案したとき、公共性の深化から基本的補助金制度の意味は大きかったが、残念ながら、1年間でこの計画の実施は終了した。

第2は、利用者の利便性を勘案し、父母の育児負担の軽減を挙げている点である。その内容は 保育費用支援の拡大（児童数に対応した基本補助金の支援、差等別保育料の支援、2人以上の子どもを持つ家庭への支援、障

害児や満5歳児の無償化の拡大、とくに障害児統合保育施設の指定施設の拡大により、障害児保育の無償化を拡大する)、乳児保育の活性化、働く父母に対する支援の強化(職場保育の活性化、産前産後の休暇と育児休暇制度の活性化、代替要員の活用)、である。

この計画に基づき、低所得層への保育料全額支援は、2008年では22万名で、次の李明博大統領政権下にある2009年には所得下位の50%に拡大され、対象者数は43万人になっている。2011年には所得下位の70%までに拡大された。後述するが、今回、この「所得下位70%拡大」を「満5歳『ヌリ』課程」制定と併せて、2016年にすべての満5歳児に拡大すると提案した。なお、保育施設未利用者のうち、低所得層の0歳から1歳児を対象に月額10万ウォンを2009年3月から支給している。

第3は、保育施設の利用者の拡充として多様な保育事業の提案をしている4点である。具体的には、利用時間を多様にする、障害児保育の活性化、農漁村における保育事業の拡大、包括的保育(注:低所得者層の子どもを対象とした保育-筆者)事業と父母協同保育施設を活性化する、と提示した。

については、社会福祉士を保育施設に配属し、低所得者層の親と子どもの生活と家庭での子育ての仕方からの視点から必要な支援をしている、ソウル市や京畿道城南市独自のWe Startの取り組み、勤労福祉財団、三星(サムスン)福祉財団の取り組みは卓越している。

第4は、公的保育の質の向上のため、子ども中心の保育環境に助成を行うと提示した。具体的には、4点で、保育施設的环境を改善する、健康・栄養・安全管理を強化する、保育教師の専門性の向上と処遇改善を行う、標準保育課程の制度化とプログラムの開発をする、という内容である。

について、本計画以降、各種、各レベルで研修が行われ、各保育施設で健康・栄養・安全管理が強化されていった。園によっては、園庭の垣根にスローガンを掲げて、親や地域住民に広報していたところも見られた。また、については、2007年に標準保育課程が制定されている。なお、同年に第7次となる幼稚園教育課程が改定された。標準保育課程の編成に当たって参加した研究者が幼稚園教育課程の編成にも、その逆もあり、4-(4)で述べるが、これらの課程に共通点なども散見される。この二つの課程が今回の「満5歳『ヌリ』課程」の検討基礎となっている。

第5に、保育施設が公共性を持つために、「質の管理」として事業管理体系の強化を5点挙げている。評価認証システムの構築<sup>(11)</sup>、保育行政システムの構築、自治体における保育政策の活性化、地域社会の参加および施設運営における透明性の向上、保育事業推進関連のインフラの拡充(具体的には、国および地方自治体立保育情報センターの機能の強化、保育・幼児教育政策に関する総合的研究を遂行するため「育児政策開発センター」を設置・運営)を提案した。

の評価認定施設は、評価認証手続きの簡素化と参加促進をしたことにより、2008年12月に30.8%の実施状態から2010年の3月には60.5%に拡充している<sup>(12)</sup>。行政担当者の間では、この制度が実施後4年を経過したにもかかわらず、60.5%と低い段階に止まっていることに懸念を示し、認証率を上げる必要性を強調している。前述したが、の「育児政策開発センター」は、2005年12月に設置され、2009年に2代目のセンター長が事業を受け継ぎ、2011年に名称を育児政策研究所に変更している。

なお、2009年の「保育事業評価」では、保育料の全額支援を受けている親の65%、一部支援を受けている親の47.5%、未支援の親の30.6%が、それぞれ「満足している」と答えた。一方で、「保育施設数が不十分である」と答えたのは36.7%、「子どもを預ける施設がない」と指摘したのは20.8%、「保育サービスの質が低いため、保育施設の利用を中断した」と答えたのが32.2%であった<sup>(13)</sup>。

以上、「セックス・プラン：第一次中長期保育計画2006-2010年」の内容とその後の実施状態を述べた。働く女性のなかでも母親の数が増える一方で、合計特殊出生率が上昇しないなか、これらの対策としていろいろな保育施策を立て、実施していることが散見された。しかも、保育の社会的位置づけを「低所得層中心の保育から普遍的保育へ転換」したことに意義がある。これはOECDの先進国の流れに沿っている。とはいえ、保育施設、とくに施設・設備、良い保育内容を具備している国公立保育施設の数割合は圧倒的に少ないし、国公立保育施設の利用を要望する親の数が多い。この実態を勘案し、「セックス・プラン」を策定しているが、その提案通りにさえ進んでいない実情にあることを指摘しておきたい。

2002年の保育予算は4,790億ウォンであったが、「セッ

表3-1 年度別幼稚園・保育施設数および園児数の推移

区分年度	総乳幼児数	幼稚園		保育施設	
		園数	園児数	園数	園児数
1980		901	64,433		
1985		6,242	314,692		
1990		8,341	414,532	1,919	48,000
1995		8,776	529,052	7,166	239,474
2000		8,482	544,721	19,276	686,000
2001		8,329	545,152	20,097	734,192
2002	3,720,013	8,308	550,150	21,267	770,029
2003	3,598,194	8,292	546,531	24,142	858,345
2004	3,497,255	8,246	541,713	25,319	898,533
2005	3,158,538	8,275	541,603	28,040	972,391
2006	3,011,800	8,290	545,812	28,761	989,390
2007	2,880,788	8,294	541,550	30,856	1,099,933
2008	2,828,264	8,344	530,548	32,149	1,583,198

出所：保健福祉部保育課と女性部・女性家族部各年度の『保育統計』。  
 韓国教育開発院・教育人的資源部『教育統計年報』2004年，2005年，2006年。  
 韓国育児政策開発センター：<http://www.kicce.re.kr/>（2009年1月13日）

サク・プラン」が出された翌2006年には2兆381億ウォンになり、この間、年平均43.6%も増加している。幼児教育予算は、2002年では3,347億ウォンから2006年には8,860億ウォンで、年平均27.5%増えている。その後も保育予算は増額され、その結果、表3-1および前掲の表1-1、1-2に見るように特に施設数や就園率が上がっている。また、人件費等も以前よりは補助されるようになり<sup>(14)</sup>、施設の改善の一助となっている。

## (2) アイ・サラン・プラン - 保育に対する「国家の責任の強化」 -

2008年3月、李明博大統領が誕生し、それに伴い行政機関が再編成された。それ以前の保育に関係する部署は、短期間で目まぐるしく変わっている。2004年12月にそれまで保健福祉部にあった保育関係部署は女性部に移った。それが翌2005年6月には、女性家族部の保育政策局に移管する。そして、2008年3月の再編成で保育政策局は健康福祉家族部の保育政策官室に移された。幼児教育関係は、2001年に教育部から教育人的資源部に移り、そして、2008年3月に教育人的資源部から教育科学技術部に移管された。

ところで、政権が変わったことから、盧武鉉政権下で

作成された「セックス・プラン」は、まだ実施期間を残していたが、その内容を「強化し、変更する」目的から、見直しとなった。そして、2009年4月、「能動的な福祉」を具現化するために「保育に対する国家の責任を強化する」ことを全面に出し、新たに「アイ・サラン・プラン（子どもを愛する計画）2009年 - 2013年」（保健福祉家族部）を策定した。この計画は、「子どもと親が幸せになる世の中」にするため、親・保育施設・政府がともにする未来への「投資戦略」であると位置づけ、「需要者中心の保育政策を築くための改編」とした。

「アイ・サラン・プラン」での「強化した内容」は、2点ある。第1は、保育費支援の拡大で、保育費の全額支援の対象を保育施設利用児童の80%に拡大する、という内容である。この点について、「セックス・プラン」では前述のごとく、保育費の全額支援の対象を「次上位」所得層に限定し、等差保育料の支援対象を都市勤労者の平均所得の130%までの支援を目標にしていた。従って、「アイ・サラン・プラン」はそれを上回る計画である。第2は、保育施設の未利用児の支援で、養育手当およびアイドルボミ（子どもの世話をする人）サービスの支援を打ち出した。

「セックス・プラン」を「変更した内容」も2点ある。



第1は、従来の保育費の支援方式を基本補助金（保育施設への支援）と等差保育費（児童別支援）の二元体制から「i-サラン・カード」を通じて親に直接支援する保育費支援方式（バウチャー方式の導入）だけに変更したことである。第2は、「セッサク・プラン」では「利用児童の30%を目標に国公立保育施設を拡充する」計画であったが、「アイ・サラン・プラン」では民間保育施設を国公立保育施設の水準に引き上げ、「質の向上」を目標とした点である。なお、国公立保育施設の設置は、都市部ではなく脆弱地域を中心に設置することに変更している。

アイ・サラン・プランには、新たに追加したつぎの6点がある。それらは、脆弱階層の多文化児童に対する支援の強化、保育施設の安全および事故予防と事後管

理を制度化する、保育代替教師および農漁村の特別勤務手当の支援、民間保育施設へのサービスの向上のために人件費の支援および連携したサービス契約制の導入の検討、保育費用の支援対象者を選定する際、書類の簡素化および基準の合理化を図ること、不法行為の摘発ではなく、意思疎通強化を通じた保育施設の運営支援を改善すること、である。これらの違いについては、すでに『子ども発達学論集 3号』（2011年1月）で紹介したが、本稿だけを読む人のために、表3-2として再掲する。

表3-2 アイ・サラン・プランとセッサク・プランの違い

区分	アイ・サラン・プラン	セッサク・プラン
期間	2009年 - 2012年	2006年 - 2010年
所要予算	11兆7,111億ウォン	6兆4,580億ウォン
主要政策の変更事項		
強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の全額支援の拡大 2012年迄に保育施設児童の80%まで全額支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 保育料の支援 &gt;</li> <li>・差等保育料の支援拡大 —— 2009年の都市勤労者の130%まで保育料の30%支援</li> <li>・基本補助金の導入 —— 2010年迄に満5歳児まで導入</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育手当の導入 —— 2010年までに保育施設の未利用児童の80%まで支援</li> <li>・アイドルボミ（子ども預かりサービス）支援及び育児総合支援センターの設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 保育施設の未利用児童の支援 &gt;</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の補助金と差等保育料の統合</li> <li>・i-サラン・カードの導入</li> <li>・脆弱地域に国公立施設の設立 国公立施設の待機児童の減少（12万名 6万名） 2012年までに2,119ヵ所に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 保育料の支援方式 &gt;</li> <li>・保育施設に保育料の支援 &lt; 国公立施設の拡充 &gt;</li> <li>・2010年までに国公立施設を2倍に拡充する 2005年1,352ヵ所 2010年2,700ヵ所</li> </ul>
追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化児童の支援強化</li> <li>・保育施設の安全共済会の設立</li> <li>・保育費用支援の選定基準の見直し</li> <li>・保育教師の処遇改善 - 農漁村の担任増員（2009年21千名 2012年85千名） 代替教師の支援（2009年450名 2012年1,500名）</li> </ul>	
持続的な維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの質の向上：評価認証、健康・栄養・安全の強化、保育プログラムの開発</li> <li>・脆弱保育の強化：障害児、放課後、時間延長保育サービスの支援</li> <li>・多様な保育施設の拡充：職場保育施設、父母協同保育施設</li> </ul>	
未反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低出産高齢社会の基本計画および男女雇用平等と仕事・家庭の両立の基本計画に含まれているため、未反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族親和的な職場文化の造成</li> <li>・産前産後の休暇および育児休職制度の活用性化</li> <li>・農漁民の養育費の支援</li> </ul>

出所：保健福祉家庭部「アイ・サラン・プラン」2009年4月、女性家族部「セッサク・プラン」2006年。

#### 4. 「満5歳共通課程」導入の推進計画 - 保育・教育を受ける機会均等の保障とすべての5歳児に質の高い共通課程の作成 -

##### (1) 保育施設と幼稚園の制度の一元化を追求する動きの変遷

年代は遡るが、各種の保育・幼児教育政策が出される一方、韓国においても保育施設と幼稚園を制度的に一元化する方向が、保育・幼児教育関係者の中で模索されていた。2000年代当初は、「保育施設と幼稚園を統合してイギリス型の保育学校構想」が提案され、論議されていた。このときは保育施設と幼稚園の施設・利用者数が少ないとして、この件は「提案」で終わった。2007年6月、盧武鉉大統領下の教育人的資源部は「ビジョン2030:2+5戦略」のなかで「満5歳児の早期就学」を提起する形で、「5歳児が同じ保育・教育を受ける」あり方の議論が行われた。しかし、この時には「経済的に困難であり、時期尚早」と結論が出された。李明博大統領政権下の2009年の前半に政府は「保育施設と幼稚園を『幼児学校』に統合し、満5歳児を義務教育に転換させるべく検討」している、と「ハンギョレ新聞」(2009年8月10日付)は報じている。そして、同年11月25日、李明博大統領の直属機関「未来企画委員会」は、「満5歳児を就学年齢にする方案」を出した。この方案を巡って政党をふくめ、保育・幼児教育界で論議が進められた<sup>(15)</sup>。この論議が決着する前の2011年5月2日に、冒頭で述べた、韓国企画財政部、教育科学技術部、保健福祉部、行政安全部は、合同で「『満5歳共通課程』導入の推進計画」(以下「推進計画」と略す)を出したのである。この「推進計画」は、当初考えられていた3歳以上の幼児が通う保育施設と幼稚園を制度的に一元化するのではなく、満5歳児を就学年齢にして5歳児の教育の「一元化」にするのでもなかった。希望するすべての5歳児に保育・教育費を無償とする形で保育・教育を受ける機会均等を保障する形で落ち着くこととした<sup>(16)</sup>。また、併せて5歳児を対象に保育施設と幼稚園で行われる保育内容・方法の基礎となる「保育・教育課程」を共通にすることで、保育施設と幼稚園の保育・教育内容の「一元化」を実施することにした。つぎに、「推進計画」の内容を検討する。

##### (2) すべての5歳児に保育・教育保障の財政的支援 - 保育・教育の機会均等の保障

まず、この「推進計画」には、冒頭で満5歳の保育・教育に対する「国家の責任の強化」であると明文化している点を指摘したい。換言すれば、これらのことは「公的な保育・教育機関」で、すべての子どもの「保育・教育の質の向上」に寄与することができる基盤形成になるからである。なお、国で出す「推進計画」は法律に基づき、「オリニジップ」でなく「保育施設」を使用するのが一般であるが、この「推進計画」からオリニジップの用語が使用されている<sup>(17)</sup>。3までの項では、筆者は法律に沿って「保育施設」を使用した。ここからは、文書に使用されている用語に沿って「オリニジップ」を使用する。

さて、今回の「推進計画」の注目すべき点として第1にあげるのは、幼児の段階で良質な教育・保育を提供するため、「満5歳児の保育・教育費支援を全階層に拡大し、支援単価を年次的に現実化すること」である。そして、「現行の管理体制を維持しながら、満5歳児の保育費・教育費を地方教育財政交付金で支援する」ことを打ち出したことである。なお、この制度導入に必要な関連法令を改定する、と付け加えている。

保育・教育費支援の具体的な内容は、2011年度は月額17.7万ウォン、2012年度オリニジップ・幼稚園に在籍するすべての5歳児に月額20万ウォンの保育・教育費を支援する。そして、2013年度・2014年度は、2万ウォンずつ、2015年度、2016年度に3万ウォンを増額し、2016年度に30万ウォンを支援するという、無償保育・教育実施の計画である。ただし、教育費の安い公立幼稚園児には、5万9千ウォンの支援となっている。この「計画」では、およそ年間1兆ウォンの財源が必要とされ、地方教育財政交付金が充当される。なお、2012年度以降の年度別に立てられている所要保育・幼児教育予算(案)は、表4-1の通りである。

現在、オリニジップは国庫と地方費から補助金が支給され、幼稚園は地方教育財政交付金が支給されている。新しい「推進計画」に見る財源の負担は、満5歳児の教育・保育費を地方教育財政交付金で賄う。そして、現在、オリニジップの満5歳児に支援されている国庫・地方費は、「4歳以下の保育の改善」や「保育教師の処遇改善」に充当する、としている。この通りに進めば、これまで政府および保育界が課題にしてきた保育環境と保育教師

表4-1 2012年度以降に見る年度別の保育・幼児教育所要予算(案)

((単位:億ウォン))

区分		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
教育	交付金	2,482	2,586	5,392	5,482	5,611	6,509	6,647
保育	国庫	1,316	1,012	-	-	-	-	-
	地方費	1,375	1,036	-	-	-	-	-
	交付金	-	-	5,996	6,087	6,218	7,204	7,344
	小計	2,691	2,048	5,996	6,087	6,218	7,024	7,344
交付金計		2,482	2,586	11,388	11,569	11,829	13,713	13,991
総計		5,173	4,634	11,388	11,569	11,829	13,713	13,991

国内税に連動し、毎年増加する地方教育財政交付金(2011年35.3兆ウォン 2012年展望38.4兆ウォン内外)で所要予算が充当可能

の処遇は、ある程度改善され、保育教師の勤務年数が伸び、そのことが「保育の質の向上」につながると期待されている。なお、財政に関わって付言すると、前述したが、所得の低い層から70%に当たる5歳児と障害のある幼児はすでに2011年段階で、保育・教育費が無償となっている。

ところで、前述した理由で、塾に相当する学院(美術学院、英語学院など)に通うおよそ4万人(5歳児人口の9.1%)の子どもは、今回の「推進計画」から対象外とした。そして、政府は、この「計画」の実行により、「学院在籍者がオリニジップか幼稚園に転園する」ことを期待している。「転園」により、結果として、韓国のすべての5歳児に公的な機関で「共通課程」を使用した保育・幼児教育を行い、政府の「より質の高い保育・教育」の実現を実行しようと試みているのである。

現行のオリニジップと幼稚園の制度と「満5歳『ヌリ』課程」を比較すると表4-2の通りである。

(3) 「満5歳『ヌリ』課程」作成 - 保育・教育内容の一元化 -

同年齢の子どもの「保育・教育の質」を問う時、今回の「満5歳『ヌリ』課程」の完成は大きな意味があることをまず指摘したい。現行の「標準保育課程」と「幼稚園教育課程」の5歳児の部分がこれまで以上に共通の「課程」として一元化される。それは、同時に4歳児以下の「保育・教育課程」の内容にも影響をもたらすことが予想される。つまり、実践的に考えたとき、現行の「標準保育課程」と「幼稚園教育課程」の4歳以下の領域とその内容が、連続性の視点から5歳児の課程と内容の整合性が必要となるからである。

現行の標準保育課程と幼稚園教育課程が「満5歳共通課程(Common Curriculum for Children 5)」にどのように適用するか(「一元化」するか)の基本部分をまとめる<sup>(18)</sup>と表4-3の通りである。

この基本線に沿って「満5歳ヌリ課程」の内容がTF委員会<sup>(19)</sup>によって作成された。まず、「満5歳ヌリ課程」

表4-2 現行の保育・幼児教育制度と「満5歳『ヌリ』課程」の比較

区分	現行	満5歳児の共通課程
支援対象	所得下位70%	すべての階層に拡大(100%)
教育・保育課程	幼稚園教育課程とオリニジップ標準保育課程との二元化	標準化された幼児の共通課程で一元化
支援単価	公立幼稚園(月5.9万ウォン) 私立幼稚園およびオリニジップ (2011年,月17.7万ウォン)	公立幼稚園(現行維持) 私立幼稚園およびオリニジップ (年次的に引き上げ:2016年,月30万ウォン)
財源負担	教育費および保育費で二元化(ただし,支援範囲および単価は同一)	地方教育財政交付金で教育費および保育費の負担
管理体制	幼稚園(教育科学技術部) オリニジップ(保健福祉部)	現行維持

表4-3 標準保育課程と幼稚園教育課程の満5歳児の「共通課程」への一元化(案)

区分	幼稚園教育課程	標準保育課程	一元化(案)
関連法令	幼児教育法第13条	嬰幼兒保育法第29条	現行を維持するものの、共通課程の運営を告示で明示
主管部署	教育科学技術部(告示)	保健福祉部(告示)	現行を維持するものの、教育科学技術部・保健福祉部の共同告示
対象年齢・水準	満3-5歳共通, 水準	満0-5歳 満0-2歳未満: , 水準 満2歳: , 水準 満3-5歳: , 水準	満5歳 5歳のための別途の共通課程の運営  3-4歳も年齢別で区分
領域	5つの領域健康生活, 社会生活, 表現生活, 言語生活, 探求生活	6つの領域身体運動, 基本生活, 社会関係, 芸術経験, 意思疎通, 自然探求	基本能力(例示) 自己管理, 創意性, 対人関係, 問題解決, 意思疎通, 市民意識, 文化理解など

の開発方向を6点挙げている。満5歳の秩序, 配慮, 協力などの基本生活習慣と正しい人性を育てることに重点をおく。人と自然を尊重し, 我が文化を理解することに重点をおく。全人発達が等しく遂げる創意的な人材を育てることに重点をおく。5つの領域を中心に児童の主導的な経験を強調し, あそび中心の統合課程として構成する。小学校との連携性を考慮する。一日3~5時間の運営を基準とする。

そのうえで, 「満5歳ヌリ課程」の目的を「満5歳児に必要な基本能力と正しい人性を育て, 民主市民の基礎を形成すること」に置き, 次の5点を目標とした。基本運動能力と健康で安全な生活習慣を育てる。日常生活に必要な意思疎通の能力と正しい言語使用の習慣を育てる。自分を尊重し, 他人とともに生活する態度を育てる。美しさに関心をもち, 芸術経験を楽しみ, 創意的に表現する能力を育てる。好奇心をもち, 周辺世界を探求し, 日常生活のなかで, 数学的・科学的な問題解決能力を育てる。

(4) 「満5歳ヌリ共通課程」の制定(案)の各領域別内容

1) 領域別に見る内容 「満5歳ヌリ課程」, 「標準保育課程」と「幼稚園教育課程」の比較

今回の「満5歳ヌリ課程」の領域は, 身体運動, 意思疎通, 社会関係, 芸術経験, 自然探求の順で, 5領域とされた。現行「標準保育課程」は6領域で, 「満5歳ヌリ課程」の5領域に基本生活が加わり, あえて言えば, 領域の配列順が異なっているのである。一方, 現行「幼稚園教育課程」は5領域であるが, 名称は, 今回の「満

5歳ヌリ課程」とはまったく異なる, 「健康生活, 社会生活, 表現生活, 言語生活, 探求生活」である。TF委員会では, 領域数とのその呼称については, 異論はなく決まった, と委員の一人である金明順教授は話している<sup>(20)</sup>。

領域の目標を「満5歳ヌリ課程」を中心にして標準保育課程と幼稚園教育課程を並び替えると表4-4になる。これを比較すると, 1番目の「身体運動」, 「基本生活」と「健康生活」の項目では, 表現は異なるが, 「生活習慣を育てる」点では共通している。ただし, 「身体運動」と「健康生活」という領域名が異なる「満5歳ヌリ課程」と「幼稚園教育課程」では, 「基本的な運動能力を育てる」と「身体と心を健康にする」点が異なっている。

5歳児の発達の視点から勘案したときに, この違いをどのように考えるかは議論が必要となる。この点は, 後述する公聴会の意見でも指摘されている。

2番目の「意思疎通」, 「コミュニケーション」と「言語生活」では, 「標準保育課程」が0歳からの子どもを対象としているためか, 「基礎的な言語能力を身につけ, 正しい言語生活態度と習慣を持つ」と述べられているが, 「満5歳ヌリ課程」と「幼稚園教育課程」は, 異口同音に「意思疎通の言語能力を育てることと言語の習慣を持つこと」を述べている。

3番目の社会関係と社会生活では, 表現は異なるが, 「自分を尊重し他人とともに生活する」目標内容ではほぼ三つとも同じであるが, 幼稚園教育課程の領域名が「社会生活」であり, 2004年という時代背景も反映し, 「伝統文化を愛する心を持つ」という点が強調されている。

表4-4 現行標準保育課程・幼稚園教育課程と満5歳より共通課程の領域と目標の比較

標準保育課程		満5歳より共通課程		幼稚園教育課程	
領域	目標	領域	目標	領域	目標
基本生活	健康で、安全で、正しく生活する態度と習慣を持つ。	身体運動	基本運動能力と健康で安全な生活習慣を育てる。	健康生活	身体と心を健康にし、基本生活習慣を育てる。
身体運動	自身の身体に対して肯定的に認識し、基本運動能力を育てる。				
コミュニケーション	基礎的な言語能力を身につけ、正しい言語生活態度と習慣を持つ。	意思疎通	日常生活に必要な意思疎通の能力と正しい言語の使用の習慣を育てる。	言語生活	コミュニケーションのための言語能力を養い、正しい言語生活習慣を持つ。
社会関係	自身を尊重し、他人とともに生活する態度を持つ。	社会関係	自分を尊重し、他人とともに生活する態度を育てる。	社会生活	ともに生きる態度とわが伝統文化を愛する心を持つ。
芸術経験	自然と芸術作品の美しさに関心を持ち、創意的に表現する。	芸術経験	美しさに関心を持ち、芸術経験を楽しみ、創意的に表現する能力を育てる。	表現生活	自分の考えや感じたことを自由に、創意的に表現する経験を持つ。
自然探求	周辺環境に好奇心を持ち、探求する能力と態度を身につける。	自然探求	好奇心を持ち、周辺世界を探求し、日常生活の中で数学的・科学的な問題解決能力を育てる。	探求生活	好奇心を持ち、探求し、自然を尊重する態度を持つ。

備考：標準保育課程、幼稚園教育課程、満5歳より共通課程の領域の配列は比較のため順を変えている。  
 標準保育課程は、基本生活、身体運動、社会関係、意思疎通、自然探求、芸術経験の順で6領域、  
 幼稚園教育課程は、健康生活、社会生活、表現生活、言語生活、探求生活の順で、5領域で、  
 満5歳より共通課程は、身体運動、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探求の順で5領域である。

4番目の「芸術経験」、「表現生活」では、「美しさに関心を持ち」、「芸術経験を楽しむ」点が「幼稚園教育課程」にはないが、創意的に表現する点では三つの課程とも共通している。

5番目の「自然探求」と「探求生活」では、「好奇心を持ち探求する」点では三つの課程で同じである。そして、「満5歳より共通課程」は、重要点として、「乳幼児期は個人の最終知能の8割が発達する知的発達の決定的な時期」で、「認知・情緒・社会的領域などの基礎能力が集中形成される時期」と捉えた。そのため、「自然探求」の目標で「数学的・科学的な問題解決能力を育てる」ことを意識して挿入している。

なお、今回の「計画推進」で「生涯初期の家庭環境と所得格差による基本学習能力の格差が、それ以降、累積的な教育の格差を発生させる」と指摘し、これらの点を勘案し、今回の「満5歳より共通課程」の開発にいかされることになった点を評価したい。周知のように、韓国では移民労働者や低所得層の数が少なくないため、すでに1999年頃からアメリカのヘッド・スタート、イギリスのシュア・スタートの実践に学び、該当の子どもに保育・教育実践をしている。具体的には、サムスン福祉財団や勤労福祉公団が運営するオリニジップ、京畿道城南市、

ソウル市などの国公立オリニジップで取り組まれている実践がある。その実践成果も「満5歳より共通課程」に反映されることが期待されている。

今日、日本を含め、OECD加盟国では、保幼小の連携を含め、就学前の子どもの保育内容、とくに子どもの知的な側面をどのように意識して育てるかが課題となっている。また、小学校の教育課程との連続性とも関わってくる。その意味から少し長いですが、今回の「満5歳より共通課程」が示す領域の「内容範疇」、「内容」、「細部内容」を掲載する。そのことにより、ある程度の活動内容を推察することができるからである。この内容についての考察は紙幅の関係で、別の機会に譲りたい。

(i) 領域「身体運動」

表4-5 領域「身体運動」の内容範疇、内容および細部内容

内容範疇	内容	細部内容
身体を認識すること	感覚能力を育てる	微細な感覚的な違いを区分する
	感覚器官を活用する	色々な感覚器官を協同し、活用する 感覚で対象や事物の特性と違いを認識する
	身体を認識し、動かすこと	身体の各部分の特性を理解し、活用して動かす 自分の身体を肯定的に認識し、動かす
身体の調節と基本運動を すること	身体を調節すること	身体の均衡を維持しながら多様な姿勢をとる 身体の各部分の動きを調節する 空間、力、時間などの動きの要素を活用し、運動する 道具を活用し、色々な操作運動をする
	移動しながら運動すること	歩き、走り、跳ぶなどの多様な移動運動をする
	その位置で運動する	一つの位置で多様な運動する
身体活動に参加すること	自発的に身体活動に参加すること	身体活動に自発的で持続的に参与する 自分と他人の運動能力の違いを尊重する
	外で身体活動をする	規則的に外で身体活動をする
	器具を利用し、身体活動をする	色々な器具を利用し、身体運動をする
健康で生活すること	身体と周辺をきれいにすること	歯をきれいに磨く習慣をもつ 手と身体をきれいに洗う習慣をもつ 周辺をきれいにする習慣をもつ
	正しい食生活をする	適量の食べ物をバランスよく食べる 身体に良い食べ物を選択できるようにする 感謝する心で食べ物を大事にする 食事マナーを守る
	健康な日常生活をすること	規則的に睡眠をする 自ら適当な休息をとる 一日の日課に楽しく参与する 正しい排便習慣をもつ
	疾病を予防すること	健康の重要性を知る 疾病を予防する方法を知り、実践する 天気と状況にふさわしい服を着る
	安全に遊ぶこと	遊具やおもちゃを安全に使用する 安全な場所であそぶ メディアには有益と有害なものがあることを知る
	交通安全の規則を守ること	交通規則を守り、安全に通う 交通機関を安全に利用する 車両保護の装具を正しく着用する
安全に生活すること	非常時に適切に対処すること	災害および事故など、非常時に適切に対処する方法を知る 定期的に退避訓練に参加する 虐待、性暴力、誘拐状況を知り、助けを要請する方法を知る

(ii) 領域「意思疎通」

表4-6 領域「意思疎通」の内容範疇、内容および細部内容

内容範疇	内容	細部内容
聞くこと	単語と文章を聞き、理解すること	単語の発音に関心を持ち、類似した発音を聞いて区別する 日常生活と関連した単語と文章を聞き、その意味を理解する
	話を聞き、理解すること	他人の話を聞き、適切に反応する 話を聞き、気になることについて質問する
	童謡、童詩、童話を聞き、理解すること	童謡、童詩、童話を多様な方法で聞き、楽しむ 伝来童謡、童詩、童話を聞き、ハングルの面白さを感じる
	正しい態度で聞くこと	他人の話を最後まで注意深く聞く
話すこと	単語と文章で話すこと	正確な発音で話す

	感じ, 考え, 経験を話すこと	多様な単語を使用し, 状況に合わせて話す
		日常生活で起ったことを多様な形態の文章で話す
		自分の感じ, 考え, 経験を適切な単語と文章で話す
		主題を決め, 一緒に話し合う 物語をつくり, 話すことを楽しむ
	状況に合う正しい態度で話すこと	聞く人の考えと感じを考慮し, 話す
		時と場所, 対象に合わせて話す
		正しくきれいなことばを使用する
読むこと	読むことに興味をもつこと	読み聞かせの内容に関心をもつ
		身の回りで親しみのある文字を探し, 読んでみる
	本を読むことに関心をもつ	本を読むことを楽しみ, 大事に扱う
		気になることを本で調べる
書くこと	書くことに関心をもつ	自分の感じ, 考え, 経験を文字に類似した形態や文字で表現する
		色々な書く道具に関心をもつ
	書く道具を使用すること	書く道具の正しい使用法を知り, 使用する

(iii) 領域「社会関係」

表4-7 領域「社会関係」の内容範疇, 内容および細部内容

内 容 範 疇	内 容	細 部 内 容
私を知り, 尊重すること	私を知ること	私について調べる 私と他人の身体的, 社会的, 文化的な違いを認める
	私を大事にすること	私について肯定的に考え, 私を大事にする
	私のことは自らすること	私ができることは自らす やりたいことについて計画を立て, やってみる
私の感情を知り, 調節すること	私と他人の感情を知り, 表現すること	自分の感情を知り, 表現する 他人の感情を知り, 共感する
	私の感情を調節すること	自分の感情を肯定的に調節する
家族を大事にすること	家族と団らんで過ごすこと	家族の意味と大事さを知る 家族と仲良く過ごす
	家族と仲良く過ごすこと	友達と協同し, あそぶ 友達との葛藤を肯定的な方法で解決する
	家族と協力すること	多様な家族構造について調べる 家族は互いに助け合いながら, 生きていくことを知り, 実践する
他人とともに生活すること	友達と仲良く過ごすこと	友達と協同し, あそぶ 友達との葛藤を肯定的な方法で解決する
	礼節正しく生活すること	友達と目上の方に礼節正しく行動する
		他人とした約束は守る
	共同体で仲良く過ごすこと	助けてもらう, 間違った時は, 適切なことばと態度で表現する 時と場所にふさわしい身なりをする 他人と互いに協力する 助けが必要な時は他人と助け合うようにする 教師および周辺の人と仲良く過ごす
社会に関心をもつこと	社会的な価値を知り, 守ること	公共規則を守る
		正直に話し, 行動する
		他人を配慮し, 行動する
		公正性を理解する
	地域社会に関心をもち, 理解すること	責任感のある行動をする
		わが町の名前と特徴を知る
		わが町にある色々な機関の役割を調べてみる
韓国に関心をもち, 理解すること	多様な職業に関心をもつ	
	日常生活でお金の使い方について知る	
	韓国を象徴することを知り, 礼節を守る	
	韓国の伝統, 歴史, 文化に関心をもつ	

		韓国についてプライドをもつ
	世界と色々な文化に関心をもつ	世界の色々な国について関心を持ち、互いに協力しなければならないことを知る 多様な人種と文化を調べてみて、尊重する

(iv) 領域「芸術経験」

表4-8 領域「芸術経験」の内容範疇、内容および細部内容

内容範疇	内容	細部内容	
美しさを探ること	音楽的な要素を探索すること	多様な音、楽器などで強弱、速度、リズムなどを探索する	
	動きとダンスを探索すること	動きとダンスの模様、力、強さ、速さ、流れなどを探索する	
	美術的な要素を探索すること	自然と事物で色、質感、模様、空間などを探索する 色々な材料と道具を自由に探索する	
芸術的に表現すること	音楽で表現すること	歌で自分の考えや感じを表現する 伝来童謡を楽しんで歌う リズム楽器を演奏してみる リズムと歌などを即興的に作ってみる	
	動きとダンスで表現する	身体を利用し、周辺の動きを多様に表現する ダンスで自分の考えと感じを表現する 多様な道具を活用し、創意的に動かす	
	美術活動で表現する	多様な美術活動で自分の考えや感じを表現する 協同的な美術活動に参加し、楽しむ 美術活動に必要な材料と道具を多様に使用する	
	劇あそびで表現する	経験や物語を劇あそびで表現する 小品、背景、衣装などを使用し、協同的に劇あそびをする	
	統合的に表現する	音楽、動き、ダンス、美術作品、劇あそびを統合し、表現する 芸術活動に参加し、創意的な表現過程を楽しむ	
	芸術を鑑賞すること	多様な芸術を鑑賞すること	多様な音楽、ダンス、美術作品、劇あそびなどを聞いたり、見たり、楽しむ 私と他人の芸術表現を大事にする 違う文化の芸術作品に関心をもつ
		伝統芸術を鑑賞すること	韓国の伝統芸術に関心を持ち、親しめる

(v) 領域「自然探究」

表4-9 領域「自然探求」の内容範疇、内容および細部内容

内容範疇	内容	細部内容
探究する態度を育てること	好奇心を維持し、拡張すること	周辺の事物と自然世界に対して持続的に関心を持ち、知りたいと思う
	探究過程を楽しむこと	気になる点を知るため、比較・予測するなど、多様な方法を活用する
	探求技術を活用する	表した結果に基づき、予測し、適用する
数学的に探求すること	数と演算の基礎概念を形成すること	数量の部分と全体の関係を知る 20個ほどの具体物を数えて数量を知る 具体物を持ち、足し算と引き算を経験してみる
	空間と図形の基礎概念を形成すること	位置と方向を色々な方法で表してみる 多様な基本図形の共通点と相違点を認識する 基本図形を使用し、色々な模様を構成してみる
	基礎的な測定をすること	日常生活で長さ、大きさ、重さ、容量、時間の属性によって比較し、順序をつけてみる 任意な測定単位を使用し、長さ、面積、容量、重さなどを計ってみる
	規則性を理解する	生活周辺で繰り返す規則性を知り、次にくることを予測してみる 自ら規則性をつくってみる



	基礎的な資料収取と結果を表すこと	必要な情報や資料を収集する
		一つの基準で分類した資料を違う基準で再分類してみる
		絵画、写真、記号や数字を使用し、グラフで表してみる
		物体と物質を色々な方法で変化させてみる
科学的に探求すること	物体と物質を調べてみる	周辺のいろいろな物体と物質の基本特性を調べてみる物体と物質をいろいろな方法で変化させてみる
		生命体と自然環境を調べてみる
	生命体と自然環境を調べてみる	関心のある動植物の特性と成長過程を調べてみる
		私と他人の出生と成長について調べてみる
		生命体が生きていくための良い環境について調べてみる
	自然現象を調べてみる	石、水、土など、自然物の特性と変化を調べてみる
		昼と夜、季節の変化と規則性を調べてみる
	簡単な道具と器械を活用すること	生活のなかで簡単な道具と器械を活用する
		変化する新しい道具と器械に関心をもつ
		便利な物が時によっては害になることもあることを知る

2011年8月12日「満5歳『ヌリ』課程」制定(案)に対する公聴会が開催された。公聴会で意見を述べたのは、金英玉国立全南大学校幼児教育学科教授(元韓国幼児教育学会長)、徐ヨンシユク淑明女子大学校児童福祉学部教授、李インヘ現代ヨルリンオリニジップ園長、シン・キョウウン;ハンソン幼稚園長、李キョンザ公教育を活かす学父母連合常任代表、ジャン・ミラ;メンイル・オリニジップの父母、の6名であった。

## 2) 公聴会で出された領域の名称について

領域の名称は、保育をどのように考え、その内容をどのように構成するかを示す大切な指標である。その意味から、公聴会出席者の意見をまとめると下記の通りである。

まず、第一の報告者である金英玉氏は、今回の共通課程に見る領域の名称は、「領域の内容範疇、内容、細部内容をよく表していると同時にその領域の象徴性と代表性がなければならないため、全体を一つにすることが望ましい。幼稚園教育課程の健康生活、社会生活、表現生活、言語生活、探究生活と標準保育課程の基本生活、身体運動、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探究は、それぞれの体系をもっている。現在の案、あるいはいくつかの案があるだろうが、「簡潔で包括的」な名称にする方が良いので、「身体健康(領域)、言語(領域)、社会(領域)、芸術(領域)、探求(領域)」とし、いわば「表札名を統一する」ことを提案した。さらに領域の名称が「内容範疇を包括する用語なのか、目標的な用語なのか、内容的な用語なのか、小学校の教育課程との連携性なのか」を再整理する必要がある、と指摘した。

2番目に登場した徐ヨンシユク氏は、「既存の幼稚園

教育課程の5つの領域の枠組みを維持しながら、各領域の名称は標準保育課程の名称を使用しており、幼稚園界と保育界の両方の意見を調律したようにみえる。いわば、形式的な面では、ある程度両方の特徴を活かしたと思われる。事実、このような形式的な合意は非常に重要である」と述べた。そのうえで、「満5歳ヌリ課程」は「満5歳児に必要な基本生活習慣と正しい人性、基本的な能力を形成する共通課程」であることから、「最も優先しなければならない基本生活の内容を領域範疇でむしろ削除する案になったという点に問題がある」と指摘した。すなわち、オリニジップは全日制的保育の特徴と0~5歳児の生活に連続性がある特徴から、「基本生活の領域は非常に重要な領域」であり、現場でもきちんと実現しようと努めているからである、と強調した。そして「今回の公聴会の後、領域に対する調節が可能であれば、『基本生活』領域を生かし、国務総理も直接、詳しく言及された基本生活習慣を強化することを願う」と付言された。

3番目に登壇した李インヘ氏は、「公共の場所で走ったり、叫んだりする子どもにより、6歳未満児の出入り禁止 'no-kids-zone' の動きが食堂、ホテル、劇場、航空会社の一等席など世界の色々なところで流行っている」と「ヘラルド経済」の記事を紹介し、「基本生活習慣形成の重要性」を指摘し、「満5歳ヌリ課程」にこの領域の再検討を提案した。

4番目のシン・キョウウン氏は、領域名称が適切でないとして「領域の名称が、領域内の下位内容を上手く表していない」、「身体運動」の領域名称では、健康、安全を下位内容として包括することはできない、「自然探究」という領域の名称では「数学的・科学的探究」を目標とするには適切ではない、と述べた。

5番目の李キョンザ氏は、今回の課程の領域は「幼稚園の5つの領域（健康、言語、社会、表現、探究）と保育の6つの領域のうちの5つ（身体運動、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探究）を合わせ、保育のなかで残る基本生活を身体運動と社会関係に分散・配置した」案である。そして、「部署間の理解のためか、標準保育課程の名称を使用しているが、もう少し適切な名称はなかったのだろうか」と疑問を呈していた。さらに2点を付け加えた。「身体運動は健康、安全を包括するには力不足な名称である。しかし、身体運動、健康、安全は複雑すぎるため、『身体健康』が基本生活と安全まで含む適当な名称」であり、「自然探究は探究生活という数学科目と連携してできたと思われるが、幼児課程にあまりにも雄大で負担に感じる。自然探究よりは『自然生活』が数字、探究態度、生命体を一緒に含む名称として相応しい」と指摘した。

#### (5) 「満5歳ヌリ課程」を推進する保育教師・幼稚園教師の資格

今回、「満5歳ヌリ課程」を推進するために、合同の関係部署4部署は、一部の例外を除き、5歳児を担当する保育教師・幼稚園教師の資格を1級、2級に限定した。例外とは、一部の地域のオリニジップで保育教師1級、2級がない場合は、一定期間保育教師3級が5歳児の担当をすることを許容する、という内容である。そして、保育教師・幼稚園教師1級、2級資格証所持者は、「満5歳ヌリ課程」の適用のための研修を実施した後、5歳児の担当をすることとなる。

ところで、日本の場合は、幼稚園教諭と保育士の養成が同一機関で行われる場合が多い。一方、韓国の場合は、一機関で保育教師と幼稚園教師の両養成をしているところは少ない上に、養成していても例えば保育教師養成を主としている機関では、幼稚園教師の資格は定員の25%に限定して付与される等<sup>(21)</sup>である。それは、「専門性の向上」を追求すると共に保育教師・幼稚園教師の資格を所持した数の需要と供給のバランスが崩れているため、といわれてきた。そして、今回の「計画推進」のために、「専門性の向上」と需要と供給のバランスを取るために、本格的に保育教師・幼稚園教師養成校の改編を提案した。

前者は、今後、2・3年制の専門大学（日本の短期大学に当たる）を卒業した保育教師・幼稚園教師が4年制の学士課程を履修しようとする場合、専門学士と先行深

化課程を連携し、履修できるように改編する。後者は、養成校の学科の改編と定員の調整を行う、という内容である。これまで、専門大学では保育教師・幼稚園教師の資質の向上を勘案し、養成年限を2年から3年に延長した大学が増えているが、どのように改編等実施するかが今後の課題である。

最後に、共通保育課程を支える保育教師、幼稚園教師について、公聴会で述べられた意見を掲載すると次の通りである。「全日制クラスの教育費と教師を支援している」幼稚園とは違い、オリニジップのほとんどが「全日制で、人手と時間が絶対的に不足」している。「共通課程」の目的を上手く達成するためには何よりも全日制保育に該当する午後のプログラムを体系的に開発し、普及すること、そのために「別途人材を増やし、財政的な支援を行わなければならない。親はわが子に対して最善の利益を尽くして教育をし、世話してくれることを望んでいるが、疲れている保育教師の姿を見ていると不安になる」と述べ、「処遇（改善）に対する計画を行うこと」を李インヘ氏は提案した。

#### おわりに

- すべての子どもの「保育を受ける機会均等と質の良い保育を保障する」ための第一歩 -

韓国の保育・幼児教育は、先進国の動向を取り入れながら、2000年以降急速に発展した。そして、今回の「『満5歳共通課程』導入の推進計画」では、ペリー「就学前教育追究調査研究」等アメリカやイギリスの研究成果に学び、「幼児期の子どもに対する支出」は「将来の社会への投資」であるという理念を李明博大統領は保育・幼児教育政策に取り入れた。この財政投資は、5歳児の保育を受ける機会均等の保障をする第一歩である。それと同時に、「保育・幼児教育の質の向上」の基盤を整えることになり、大きく前進することが期待できる。その上立って「満5歳の共通課程」の導入は、5歳のみならず、後に、すべての就学前の保育・教育課程に大きく影響することから意味は大きい。その点をまず指摘しておきたい。すでに、2011年8月に、教育科学技術部・保健福祉部共同で「満5歳児の共通課程」が告示された。そして、『満5歳ヌリ課程 解説書』の開発がされ、9月から2012年2月にかけて全国各地で保育教師と幼稚園教師を対象に伝達講習が計画されている。5歳児に限られているとはいえ、「満5歳ヌリ課程」の実施は、韓国

の「すべての子どもの発達を保障する」ための第一歩として動き出したことに注目をしたい。

ただし、韓国の場合には多くの先進国の場合とは異なり、子ども個人への保育・教育費支援（バウチャー）であり、89%を占める民間オリニジップ自体への財政的な支援ではない。支援はないわけではないが、その支援は少額である点が、最大の弱点であることを指摘せねばならない。民間オリニジップへの財政的な援助が少ないことから施設・設備が悪く、保育教師の労働条件も悪いことから勤務年数が極端に短いために、オリニジップとしての保育実践の連続性が途切れるという実態が厳然としてある。この問題を解決することが、保育の「公共性」と「質の向上」をさらに深化させるために不可欠であることを、韓国から多くを学んだ者として指摘しておきたい。

本研究は、「日本福祉大学公募型研究プロジェクト2011年度」の成果の一部である。本研究プロジェクトの推進に当たって、金珉呈さん、張京姫さん、韓仁愛さんが翻訳・通訳の任を取って下さった。この場を借りて厚く感謝を申し上げる。

## 註

- (1) OECD 「包括的な子ども政策に向けて：OECD 諸国の潮流と日本の改革へ示唆するもの」、2010年6月。
- (2) 韓国聯合ニュース「満5歳児 来年から事実上、義務教育」（2011年5月2日付）の内容は、「推進計画」で述べられた内容の要約である。それと共に、「推進計画」の内容には記述されていない「金フンシク 国務総理が主催し、教育科学技術部、保健福祉部、企画財政部長・次官が参加したこと」を付け加えている。
- (3) 嬰幼兒保育法第10条で、保育施設の種類の6種類を規定している。1. 国公立オリニジップ：国家又は地方自治団体が設置・運営する施設、2. 法人オリニジップ：社会福祉事業法により社会福祉法人（以下、「法人」という）が設置・運営する施設、3. 職場オリニジップ：事業主が事業場の勤労者のために設置・運営する施設（国家又は地方自治団体の長が所属公務員のために設置・運営する施設を含む）、4. 家庭オリニジップ：個人が家庭またはそれに準ずる所に設置・運営する施設、5. 父母協同オリニジップ：保護者が組合を結成して設置・運営する施設、6. 民間オリニジップ：第1から5号に該当しない保育施設。6種類のオリニジップを総称する場合、保育施設と呼称している。今回の「『満5歳共通課程』導入の推進計画」の文書では、本来なら「保育施設」が使用されるはずであるが、オリニジップが使用されている。この点について、「満5歳共通課程」の制定（案）開発TF（Task Force）委員の金明順延世大学校教授は、「一般の人の中で保育施設は、

孤児院や社会福祉施設と区別がつきにくい、一方、社会的なイメージがあまり良くない。このことから、2011年の1月から『オリニジップ評価証』のように、保育施設という名称の代わりに『オリニジップ』が意識して使用されるようになってきている」と説明する。さらに、保育施設の「施設長」を「園長」と呼称している。今後、この傾向は嬰幼兒保育法の改定にまで及ぶのかに注目する必要がある。

- (4) 関係部署合同が出した「『満5歳共通課程』導入の推進計画」には、「低所得層は追加の経済的な負担のため、幼稚園・オリニジップの利用が難しく、高所得層は英語や特技教育の充足のため、高価な英語学院などの選択をしている」これに対する対策が必要と述べている。そして、2011年8月12日に行われた「満5歳『ヌリ』課程制定（案）」のための公聴会では、制定に反対する多くの学院関係者が会場に集まっていた。
- (5) 勅使千鶴「少子化と子育ての社会的支援の現状」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、2007年、207 - 209頁。金勝権「韓国における少子化の現状と課題」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社、2008年、参照。2006年の干支は、戌年で好む干支と言われ、また同年は双春年と呼称され、この年に結婚し子どもを出産すると良いとの言い伝えがある。そして、その風習はマスコミにも取り上げられ、同年に結婚した組数は増えている。そして、2007年は1.26と増えたが、2008年には1.19、2009年が1.15と減る。その結果、ゼロマジ・プランの成果で2007年の合計特殊出生率が増えたと言うよりは、一時的な社会現象で数値が上がったというのが、実態に合っている。ただ、2011年に1.22と増えているので、その要因については今後精査することが残されている。
- (6) 勅使千鶴「韓国における保育期間の公共性と保育の質 - 保育政策と実践に見る公共性と『保育の質』の向上への取り組み」『日本福祉大学子ども発達学論集』第1号、2009年3月、31頁 - 32頁、を参照されたい。
- (7) 例えば、大統領諮問機関高齢化および未来社会委員会の出した「未来の人力養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策方案」（2004年6月）のなかで幼稚園と保育施設の間にある深刻な葛藤の状況がまとめられている。
- (8) 「ヌリ」は、「満5歳共通課程」の呼称を一般国民から募集し、5,603件の中から決定された名前である。ヌリは、「世の中」を意味する純粋なハンゲルで、よく詩に用いられる。今回「ヌリ」を使用し、国家が責任を負う保育・教育を通して満5歳児がオリニジップと幼稚園で幸せな世の中を開き、生活の中で夢と希望を思いきり享受できるように、という意味が込められている。2011年8月12日に開催された「満5歳『ヌリ課程』制定（案）」公聴会資料、参照。
- (9) なお、国公立オリニジップは、日本の公立保育所に相当し、国と地方自治団体から補助金を受けていることを表した施設である。国立のオリニジップがあるわけではない。ソウル大学校、釜山大学校にあるオリニジップは、教職員の子どものための施設で、種類としては職場保育所に当たる。

2009年 類型別に見る保育施設数と子どもの数

総計	国公立	法人	民間			父母協同	家庭	職場	
			小計	法人外	民間個人				
施設数	35,550	1,917	1,470	14,368	935	13,433	66	17,359	370
子ども数	1,175,049	129,656	112,338	675,714	52,718	622,996	1,635	236,892	18,794

出所；保健福祉部『保育統計』2010年。

- (10) 「未来の人力養成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策案」の詳細については勅使千鶴「少子化と子育ての社会的支援の現状」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、2007年、202-206頁を参照されたい。
- (11) 評価認証システムの構築の様子は、柳熙貞「保育施設評価制度の実情と課題」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の社会的支援』新読書社、2007年、240-247頁。
- (12) 権トクチョル「2010年保育政策の動向」(2010年韓国嬰幼兒保育学会学術大会基調講演追加資料)2010年5月27日、韓国済州道開催。2010年5月現在、権トクチョル氏は韓国保健福祉家族部長。
- (13) 健康福祉家族部「2009年保育事業評価」。
- (14) 勅使「韓国の保育教師養成および補習教育の現状と課題 - 保育の『公共性』と『質の向上』への取り組み - 」『日本福祉大学子ども発達学論集』第3号、2011年1月、6-9頁。
- (15) 「満5歳児の早期就学案、何が問題である」『韓国の子どもと家族のための保育政策討論会』(2010年1月4日)、ソウル市、国会議員小会議室。この内容に関わる論議は、金明順の「5歳児学制編入論議に関する考察」(『2010韓国嬰幼兒保育学会学術大会論文集』2010年5月27日)でまとめられている。
- (16) 「満5歳を就学年齢」にする方策を追究していた政府が方向を急に変更した理由は、「満5歳を就学年齢」に実現するために費やす財源は大きく、それより今回の「計画」で実質を取る形にし、財政負担を少なくすることを追究したため、と金明順延世大学校教授は説明した。
- (17) 法律上は「保育施設」であるが、オリニジップが使用されている理由は、註(3)の通りである。
- (18) 嬰幼兒保育法第29条(保育課程) 保育課程は、乳幼児の身体・情緒・言語・社会性及び認知的発達を企図できる内容を含んでいなければならない。以下、略。幼児教育法13条(教育課程等) 幼稚園は教育課程を運営しなければならない。以下、略。
- (19) 「満5歳より課程」制定(案)の開発を行ったTF(Task Force)委員会は、下記の17名によって構成されている。
- (20) 日本福祉大学「保育の質研究会」主催「韓国の『5歳児共通課程』の内容について」(2011年8月20日)の講演会の質疑で話された。
- (21) 今日の保育教師・幼稚園教師養成の現状と課題についての詳細は、「韓国の幼稚園教師養成および現職教育の現状と課題 - 教育の『公共性』と『質の向上』への取り組み」、『韓国の保育教師養成および補習教育の現状と課題 - 保育の『公共性』と『質の向上』への取り組み』『日本福祉大学子ども発達学論集』の第2号と第3号(2010年、2011年1月)を参照されたい。

「5歳より課程」制定(案)の開発TF委員

氏名	所属	氏名	所属
ジョ・ボヒ	育児政策研究所長	文美玉	ソウル女子大学校 児童学科教授
ソ・ムンヒ	育児政策研究所 前任研究委員	李明ジョン	驪州大学 保育科教授
ジャン・ミョンリン	育児政策研究所 前任研究委員	朴ヨンレイ	大田教育庁 幼児担当奨学官
リム・ヘソン	保健福祉部 保育政策課書記官	朴チョア	蔚山保育情報センター長
ユ・ジョンミン	保健福祉部 保育政策課事務官	ムン・ウォンザ	釜山エンサン幼稚園長
アン・ジョンウン	教育科学技術部 幼児教育課研究官	オ・キョンジュク	メンイルオリニジップ園長
オ・キョンミ	教育科学技術部 幼児教育課研究士	ヨム・ミョンジュン	仁川クム・ナラオリニジップ園長
李ジョンウク	徳成女子大学校 幼児教育学科教授	李シュンヒ	青い鳥オリニジップ園長
金明順	延世大学校 児童家族学科教授		

備考： は、委員長